



## 顧問契約型サービスのご案内

### ❖ サービス概要

秘密保持契約（NDA）および顧問契約を締結し、必要性が生じたときに、隔地<sup>\*1</sup>または実地<sup>\*1</sup>で、個別事案の技術相談・指導・支援を行うサービスです。

「基本顧問料」には、4時間分の無料技術相談（隔地）を含みます。

### ❖ サービス契約期間

原則として、1年単位のご契約となります。

### ❖ サービス料金

料金区分	サービス料金
基本顧問料 <sup>*6</sup>	税込 55,000 円（月額）
超過相談料 <sup>*7</sup>	サービス料 <sup>*2</sup> [税込 8,800 円/稼働時間 1 時間]
出張料 <sup>*8</sup>	サービス料 <sup>*2</sup> [税込 11,000 円/稼働時間] + 出張料 <sup>*3</sup> [税込 5,500 円/移動時間] + 交通費 <sup>*4</sup> [実費] + 宿泊費 <sup>*5</sup> [実費]

### ❖ ご契約までの流れ

#### Step1 お問い合わせ

まずはお電話、電子メール、または当社公式ウェブサイトのメールフォームからお問い合わせください。  
ご面談・お打ち合わせの日時・場所などを設定するため、当社からご連絡いたします。

**Step1 で費用は発生いたしません。**

#### Step2 ご面談・お打ち合わせ

お客様の事業内容、品質状況、ご希望などをヒアリングさせていただき、当社からは顧問契約型サービスのご説明をいたします。  
また、当社がお客様のお力になれるかどうかを相互に確認いたします。

なお、ご契約の詳細を詰めるために、ご面談・お打ち合わせは複数回になる場合があります。

**Step2 で費用は発生いたしません。**

#### Step3 お見積り

ヒアリング、およびお打ち合わせの結果をもとに、当社よりお見積書をご提示いたします。

**Step3 で費用は発生いたしません。**

#### Step4 ご契約

お客様と当社がお互いに合意した後に、ご契約の手続きとなります。

秘密保持契約（NDA）および顧問契約（または顧問契約の覚書）を締結し、顧問サービスが開始いたします。

\*1 「実地」と「隔地」（稼働場所）について

1. 「実地」と「隔地」の定義は、次の通りです。
  - 実地：当社オフィス以外のお客様指定の場所
  - 隔地：当社オフィス、または外出先
2. 電話・ビデオ会議・FAX・メール等による技術相談・指導・支援は、「隔地」に区分されます。

\*2 サービス料について

1. 稼働時間には、技術相談の回答を得るための調査に費やした時間および回答を書き起こす時間を含みます。
2. 契約内容以外の業務（当社の会社運営業務や他のお客様とのコンサルティング業務など）を遂行する場合には、稼働時間から減じます。
3. 実際の稼働時間を 15 分単位で記録し、月末締めで計算して請求書を作成します。なお、15 分未満は切り捨てます。

\*3 出張料について

1. 当社オフィスとお客様指定の場所の間の移動にかかる時間に対して、発生します。
2. 当社オフィスの最寄駅を起点とし、計算します。
3. 実際の移動時間を 毎回 15 分単位で記録し、月末締めで計算して請求書を作成します。なお、15 分未満は切り捨てます。

\*4 交通費について

1. 当社オフィスとお客様指定の場所の間の往復にかかる交通費（実費）です。
2. 当社オフィスの最寄駅を起点とし、計算します。
3. 移動距離が 500km を超える場合は、飛行機を利用する場合があります。
4. 新幹線・JR 在来線・私鉄での移動では、有料席を利用する場合があります。
5. 最寄り駅からの移動にタクシー、またはレンタカーを利用する場合があります。
6. レンタカーを利用した場合は、最寄りの駐車場も利用する場合があります。
7. 実際の交通費を記録し、月末締めで計算して請求書を作成します。

\*5 宿泊費について

1. お客様指定の場所で稼働するために宿泊施設を利用した場合の料金（実費）です。
2. 実際の宿泊費を記録し、月末締めで計算して請求書を作成します。

\*6 基本顧問料について

1. 4 時間分の無料技術相談（隔地）を含みます。
2. 無料技術相談（隔地）の有無に関わらず、発生いたします。
3. お客様より無料技術相談（隔地）のお申し出があったにも関わらず、当社側の都合により、全く対応できない月につきましては、「基本顧問料」から 4 時間分の技術相談相当額 [税込 44,000 円] を減じます。

\*7 超過相談料について

1. 同一月の技術相談（隔地）の累積稼働時間が延べ 4 時間を超える場合には、「基本顧問料」に「超過相談料」が加算されます。
2. ご相談内容により、稼働時間が 4 時間を超えることが予想される場合には、その都度見積もりを作成し、お客様の了承を得るものとします。ただし、当日の場合には、発生ベースでのご請求となります。

\*8 出張相談料（実地）について

1. 実地での技術相談をご希望の場合には、「基本顧問料」に「出張相談料（実地）」が加算されます。

---

**ご注意**

- サービス内容およびサービス料金は、予告なく改定する場合があります。
- お見積書に記載された料金と差異がある場合、お見積書が優先されます。